

【福祉・社会保障】

- 重点7 複合的支援ニーズに対応する「断らない相談体制」を構築し、ヤングケアラーや差別問題への対策を推進 ①
- 重点8 地域医療・介護の維持に向け、物価高騰等の影響を調査・分析し、対応策を講じる ②
- 重点9 災害時も見据えた医療・介護人材の育成確保と、処遇改善・職場環境整備による定着支援を実施 ②
- 重点10 子育て家庭の経済負担軽減をはかり、妊娠・医療費助成の地域格差解消を国に要望 ②

1. 誰も排除されることなく、安心して暮らせる地域共生社会づくりを求める取り組み

住み慣れた地域で最後まで暮らしたいと願う人、その願いを支える家族や支援者（ケアラー）を孤立させることなく、支援する体制づくりを求める取り組み、および障害者差別解消法や障害者総合支援法の改正施行に対応して、適正な対応が取られるよう求める取り組み。

重点7 〈補強〉

〔神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市〕

地域住民の複雑化・複合化する支援ニーズに対応した相談・支援体制に取り組むこと。ヤングケアラーの実態把握を進めるとともに、すべての地域住民を対象とする包括的支援の体制整備を積極的に進め、既存の制度活用だけにとどまらず、連携を模索および強化して対応する「断らない相談支援体制」を構築すること。

また、様々な障がい者とその家族や直接血縁にない保護者等がおかれている経済的困窮をはじめとして、地域移行を阻む根強い差別意識を含めた、社会的差別を解消するための方策を講じること。

神奈川県（福祉子どもみらい局、教育局）

【ヤングケアラーについて】

ヤングケアラーについては、令和6年度に高校2年生年代の子どもを対象に行った実態調査において、「家族の中にお世話をしている人がいる」と回答された方が7.4%おり、約13人に一人の割合でヤングケアラーが存在しているものと認識しています。

県教育委員会では、政令市及び中核市を除く公立学校において、令和5年度からスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置を大幅に拡充し、子どもたちが抱える様々な困難を早期に把握し、プッシュ型面談などを通じて、ヤングケアラーなど支援が必要な子どもを医療や福祉等のアウトリーチにつなぐ「かながわ子どもサポートドック」に取り組んでいます。

「ヤングケアラー」の理解促進に向け、令和4年3月にヤングケアラーの実情や対応方法等について解説した教職員向けリーフレットを作成し、県内の公立学校の教職員に配付しました。引き続き、研修会等で同リーフレットを活用するなど、「ヤングケアラー」の啓

発に向けて取り組んでいきます。

この他にも、県では、市町村が行う包括的な支援体制の整備や重層的支援体制整備事業を支援するため、後方支援事業として、アドバイザーの派遣や研修会、連絡会の開催等を実施しています。

【社会的差別を解消するための方策】

生活困窮者自立相談支援機関では、「断らない相談支援体制の構築」を基本に、地域における多様な支援機関と連携しながら、日々の生活での不安や困りごとの相談に対応していきます。

引き続き、県民や事業者障害者差別解消法の趣旨等を周知していくとともに、障がい理由とする差別の解消に向けて取り組んでいきます。

横浜市（こども青少年局、健康福祉局）

ヤングケアラーの把握については、令和7年度から早期発見・把握、支援に繋げるため、アンケートによる実態調査に取り組んでいます。

また、本市においては、各分野で受け止めた相談を庁内の関係課や地域の関係機関と連携しながら、ニーズに応じて適切な支援を行っています。今後もヤングケアラー等の複合的な課題や制度の狭間の課題を抱えた市民の方の増加が想定されますが、既存の制度活用にとどまらず、困りごとを抱えた方を受けとめられるよう、関係課や関係機関同士の連携強化に向けて取り組んでまいります。

障害者差別解消においては、当事者団体と連携した出前講座の実施や動画等を活用し、市民・事業所等への障害理解の啓発を行っています。

引き続き、障害を理由とした差別の解消に向けて、取組を進めていきます。

川崎市（健康福祉局、こども未来局）

（健康福祉局）本市では、各区役所内に「地域みまもり支援センター」を設置し、高齢者や障害のある方、子ども、子育て中の親などに加え、現時点で他者からのケアを必要としない方々を含め、すべての地域住民を対象として、「個別支援の充実」と「地域力の向上」を目指す取組を進めています。

具体的には、地域での様々な見守り・支え合いの取組による課題を抱えた住民の早期発見や、行政内部の専門職種のアウトリーチ機能の充実を図るとともに、専門相談支援機関等との連携を強化し、地域における多様な主体との円滑な連携を推進しています。

今後についても、こうした取組を推進するとともに、国の示す「重層的支援体制整備事業」の趣旨を踏まえ、地域包括ケアシステム構築をめざします。

また、地域移行を含め障害のある方が地域で自分らしく生活するためには、公共施設のバリアフリー化や障害福祉サービスの充実といった環境整備に加え、市民理解の促進が重要であると認識しております。「手をつなぐフェスティバル」といった普及啓発のイベントや、小学校において実施している福祉に関する副読本「ふれあい」を活用した取組などを通じ、障害に対する市民の理解促進を図ってまいります。

(こども未来局) ヤングケアラーを含め、様々な生きづらさを抱える子どもは、児童虐待、不登校やひきこもり、発達上の課題、家族の世話に追われているといった課題を複合的に抱えていることに加えて、周囲から置かれている状況が見えづらく支援の手が届きにくいことも考えられるため、一人ひとりに応じたきめ細やかな支援を、多職種、様々な専門機関が連携し、個別的、専門的に取り組んでいく必要があると考えております。

現在、困難を抱える学齢期の子どもを把握する方法や情報共有の必要性等について、関係局区と連携し検討しているところがございますので、検討結果を令和7年度に策定予定の「第3期川崎市こども・若者の未来応援プラン」に反映し、効果的な予防や支援に繋げてまいりたいと存じます。

相模原市（こども・若者未来局、健康福祉局）

ヤングケアラーの実態把握につきましては、令和6年度に「ヤングケアラーの疑いを持った時のフロー」及び「早期発見のためのチェックリスト」を教育委員会と作成し、市立小中学校・義務教育学校に配布し、把握に努めるとともに、必要な支援につなげる仕組みを構築しました。

引き続き、経験者の御意見を踏まえながら、把握・支援に取り組んでまいります。

相談・支援体制の取組につきましては、関係各課、機関で連携をし、ヤングケアラーの実態把握をはじめ、世帯の抱える複合化した課題の解決に向けた包括的支援体制の整備を推進しております。また、本年4月から、社会福祉法に基づく重層的支援会議を設置するなど、重層的支援体制整備事業を活用し、「断らない相談支援体制」を構築しております。

また、障害に関する差別や偏見のない共生社会の実現には、幅広く市民の皆様が障害について理解していただくことが重要であると考えております。このため、「共にささえあい生きる社会」をキャッチフレーズに掲げた広報活動や共生社会推進サポーターの養成等による障害の理解促進、相模原市障害者差別解消支援地域協議会における差別に関する相談の情報共有等を行うとともに、民間事業者に対し、障害者差別解消法のリーフレットの配布等を行ってまいりました。こうした取組により、障害に関する理解は徐々に深まってきているものと捉えており、今後も、共生社会の実現に向けて、市民の皆様の障害に対する理解促進や民間事業者への合理的配慮の提供の促進など、各種施策を推進してまいります。

① 取り組みが進められており、課題解決や前進が期待できる

- ・ 現状、要求内容に沿った取り組みが行われている。
- ・ ヤングケアラーの実態把握の推移を注視しつつ、課題の把握を継続する。

2. 質の高い医療・介護を安心して受けられる社会づくりを求める取り組み

災害時・緊急時にも安定した提供体制を維持できる地域の医療・介護体制を構築するため、医療機関・介護施設の運営維持と、平常時からの人材の計画的確保や処遇改善、働く環境の整備を進めることを求める取り組み。

重点8 〈新規〉

〔神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市〕

安定した地域医療や介護体制の確保のため、医療機関・介護施設等が直面している資器材の更新や、食材の価格高騰に伴う病院食提供の難しさ等の課題について、実態把握のための調査と分析、結果の公表を通じた対応策を講じること。

神奈川県（健康医療局、福祉子どもみらい局）

【医療機関について】

医療機関について、県では、電気代・ガス代等の高騰による医療機関等の負担を軽減するため、令和4年度、令和5年度、令和6年度に引き続き、令和7年度についても、令和6年8～10月分、令和7年1～3月分の支援金の支給を行っています。

病院経営を取り巻く厳しい環境を踏まえ、県では、短期的・中期的な視点から具体的な支援策等を検討するため、医療関係者や有識者を構成員とする「神奈川県病院経営緊急対策会議」を設置しました。

当該会議でいただいたご意見も踏まえ、特に県民の皆様への影響が大きい救急医療を提供する病院に対する緊急的支援金等を本年9月補正予算として計上しました。

一方で、物価高騰の影響は全国共通の課題のため、地域によって対応が異なることがないよう、診療報酬改定など全国一律の対応を行うべきであり、県独自の調査は考えていませんが、今後も国に対して、繰り返し要望していきます。

【介護保険施設等について】

また、介護保険施設等について、資器材の更新にかかる費用は、介護報酬や入所者から徴収する居住費を原資に事業者において積み立てていくよう介護保険上、制度設計されています。

食費・居住費については、利用者負担第1から第3段階②の方を対象に、所得に応じた負担限度額を設定し、標準的な費用の額（基準費用額）と負担限度額との差額を、介護保険から特定入所者介護（予防）サービス費として給付しています。令和6年8月に、令和5年度介護経営実態調査の費用の状況等を総合的に勘案し、基準費用額（居住費）を一日当たり60円引き上げる改正が行われましたが、食費は改正されませんでした。

本県では、こうした状況を踏まえ、物価高騰の影響を受けて、困難な経営に直面している高齢者施設等に対し、国の臨時交付金を活用して、事業継続に向けた支援金を令和4年度から令和6年度にかけて、支給してきました。

資器材の更新や食費に係る取扱いは全国一律に取り扱われるべきものであることから、県が独自に調査や対応策を講じることが考えていませんが、国に対し、今後も予想される物価の上昇に迅速かつ適切に対応できる仕組みの導入を要望するとともに、その動向を注視していきます。

横浜市（医療局、健康福祉局）

医療に関しては、本市では、産科や小児医療、救急、感染症等、政策的医療への支援を行うとともに、人材確保に向けた支援も重ねて実施しています。

さらに、資器材や病院食などに係る医療機関の消費税負担の解消や、診療報酬の改善、緊急的な財政支援について、繰り返し国に要望しております。

引き続き、国の動向を注視しつつ、医療機関が直面する様々な課題に対し、必要な支援に取り組んでまいります。

介護に関しては、国の臨時交付金を活用して、物価高騰等に直面している高齢者施設等が各種サービスを安定して行うための高齢者施設等物価高騰対策支援事業を令和4年度、5年度に続き、令和6年度においても実施いたしました。引き続き、国の動向を注視していきます。

介護施設等における資器材の更新については、一定の条件を満たす場合に、センサー付きベッドや特浴等、介護ロボット・ICT機器の更新費用に対する助成を行っています。

また、本市では3年に1度、市内の介護施設等を対象に「事業所を運営する上での課題」等についての実態調査を実施し、その結果を踏まえて、横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画を策定しています。

引き続き、介護施設等が直面する建物や設備の老朽化対策など、様々な課題について調査・分析を行い、必要な支援に取り組んでまいります。

川崎市（健康福祉局）

医療機関・介護施設等における取組等について、それぞれ回答いたします。

初めに、医療機関ですが、近年の物価高騰等による医療機関への影響や課題感については、関係団体から要望をいただいていることもあり、認識しているところです。医療機関は国が定める公定価格である診療報酬等を基本として経営を行っていることから、その対応については診療報酬の改定や交付金の拡充等により国において一元的に行うべきであると考えております。このことから、本市では、診療報酬体制について、今後も予想される物価や賃金の上昇に柔軟かつ速やかに対応できる仕組みの導入や、国から直接の補助や新たな交付金の創設など、他の自治体とも連携を図りながら、国に対して要望を行っているところです。また、物価高騰に伴う実態把握につきましては、既に次期診療報酬の改定に向けて国等においても実施されており、協力する市内医療機関の負担等も考慮し、本市独自に行う予定はございませんが、今後も国の動向や社会状況の変化を見極めながら、国への要望や交付金を活用した支援について検討してまいります。

次に、介護施設等における物価高騰への対応については、介護サービスを継続して提供している事業者に対して高齢者等の生活の場を維持し、安定的な提供体制を確保するため、「令和7年度川崎市介護・障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援事業」を実施し、市内の事業者に対して給付金を交付いたしました。今後につきましては、次期介護保険制度の改正及び介護報酬の改定に必要な基礎資料を得ることを目的に国が実施する「介護事業経営実態調査」の結果を注視する等、実態把握に努めてまいります。

相模原市（健康福祉局）

医療機関などの経営状況につきましては、長期化する物価や人件費の高騰により、救急医療を担う病院を中心に深刻な経営危機に面していると伺っていることから、本市としましては、救急医療を担う協力病院に対して、ヒアリングを通じて課題を抽出し、本市独自の緊急支援金を交付しております。

また、医療提供体制の確保を担う神奈川県においても、医療機関への物価高騰支援を実施しておりますが、引き続き、国及び神奈川県に対して、診療報酬への反映や支援等の要望を行ってまいります。

介護施設等の改修及び物価高騰に対する助成につきましては、国・神奈川県の補助金を活用し実施しているものでございます。引き続き、実態把握を行い、事業の実施に努めてまいります。

② 取り組みが進められているが、解決・前進に向け更なる努力を求める

- ・ 社会情勢の変化を注視しつつ、施策の進捗と効果を把握することが必要。

3. すべての子どもが健やかに成長することができる社会づくりを求める取り組み

子どもを持ちたいと願う人がためらうことなく、安心して子育てができ、子どもたちの健やかな育ちを見守る地域社会づくりを求める取り組み。

重点9 〈補強〉

〔神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市〕

災害時も見据えて地域医療・介護等の体制が維持できるよう、医療・福祉・介護等の専門人材の計画的な人材育成・確保を進めること。

医療・介護職場において、虐待・ハラスメントを生じさせない職場環境づくりを進めるとともに、ワーク・ライフ・バランスを尊重し賃金をはじめとした処遇改善を行うことにより、人材の定着、離職防止がはかれるよう、必要な資金確保に向けた予算の確保および支援策を講じること。

神奈川県（健康医療局、福祉子どもみらい局）

【医療人材について】

県では、医師確保対策の中長期的な取組として、県内の4大学医学部に「地域枠」を設定して入学定員を拡大し、卒業後の一定期間、県が指定した診療科での勤務を要件として修学資金の貸付けを行っています。

この地域枠による大学の臨時定員増は、令和元年度末までの措置でしたが、本県をはじめとする都道府県の要望活動の結果、令和8年度まで制度が延長され、本県では、合計25名の地域枠の増員が認められておりますので、令和9年度以降も地域枠が維持できるよう、

引き続き国に要望していきます。

県の地域医療に貢献する意識の涵養を図るために、医学生・医師を対象にした県の地域医療や医師が不足する診療科に対する普及啓発を行うイベントを開催していきます。

看護師についても、修学資金制度の継続や勤務環境改善の支援により、引き続き県内での就業・定着に結び付けていきたいと考えています。

県では、神奈川県医療勤務環境改善支援センターを設置し、医師や看護師等の医療従事者の労務管理の適正化やタスク・シフト/シェアなどの勤務環境改善、ハラスメント対応などについて支援を行うとともに、地域医療介護総合確保基金による補助メニューを活用し必要な支援を行っていきます。

加えて、国に対し、全国知事会等を通じて、医療人材の給与をはじめとする処遇が改善されるよう、診療報酬で業務に見合った適切な評価を行うことを要望しており、引き続き国に働きかけていきます。

【福祉・介護等人材について】

福祉・介護人材の人材育成・確保のため、地域医療介護総合確保基金等を活用し、「多様な人材の確保」、「資質の向上」及び「労働環境等の改善」の3つを大きな柱として、関係機関と連携した取組を進めています。

人材の確保については、就職相談会や職場体験事業を行うほか、介護の仕事の魅力発信や、多様な人材層に応じた就職希望者と事業者のマッチング、介護未経験者の参入促進等の施策を進めており、人材の育成については、研修を行う民間事業者等の指定を通じて、研修の受講機会を確保するとともに、一定の基準に基づく研修事業の指定や指定事業所の指導を通じて、質の高い人材の養成を目指していきます。

また、職場環境を整備し、人材の確保と育成を図ることは重要であり、県では経営者層に向けたマネジメントセミナーを開催するとともに、社会保険労務士や税理士等の経営アドバイザーを事業所に派遣することなどを通じて、個々の職場環境に応じた具体的な解決を図る取組を進めているほか、週休3日制の導入を柱とした多様な働き方の導入を県内の介護事業所に促進していくにあたり、共通マニュアル等を制作し、促進に向けた検証事業を実施しています。

加えて、介護施設等職員を対象として、避難確保計画やBCPの訓練支援を含めた介護施設等の災害対策に必要な知識を有する防災リーダーを養成するための研修を実施するほか、日頃の訓練や計画の見直し等、介護施設等における災害対策についての相談窓口を運営する事業を実施し、災害への対応力の向上及び災害対策の推進を支援しています。

介護保険事業所に対し、虐待防止の取組に係る運営指導や虐待防止法の趣旨の周知等を進めるとともに、管理者等の責任者向けに、カスタマーハラスメントの対処方法や心得、対処法の実例を紹介する、弁護士による「ハラスメント対策研修」をオンラインで実施するほか、弁護士による法律相談窓口を設置する事業を実施し、ハラスメントの防止を図っています。今後ますます増加する介護ニーズに応えるため、介護職員の処遇について、他の職種の給与水準を踏まえた更なる改善を図るほか、令和6年度の介護報酬改定で基本報酬が引き下げられたことにより経営難に直面する訪問サービス事業者を支援し、在宅介護のサービス提供体制を維持するため、基本報酬の引上げを検討するよう国に要望しています。

介護職員の処遇改善に取り組む事業所に対して、賃金改善を目的とした加算を確実に取得できるよう、社会保険労務士を派遣する事業を行っており、引き続き事業所の支援を行っていきます。

横浜市（医療局、健康福祉局）

横浜市医師会および横浜市病院協会が運営する看護専門学校への運営支援や中小病院の看護人材採用支援、潜在看護師の復職、復職後の定着支援などの人材育成・確保の取組を関係団体と連携しながら引き続き実施し、地域医療の体制維持に向けて取り組んでまいります。

また、令和7年度にも、国に対して物価や賃金の上昇に適切に対応できる診療報酬制度の構築について要望を行いました。今後も医療機関における人材確保や働きやすい職場環境づくりの支援について取り組んでまいります。

また、本市では、自然災害や感染症が発生しても、介護サービスを安定的・継続的に提供することができるよう、厚生労働省令に基づき条例等で、業務継続計画の策定を義務付けています。各介護保険施設・事業所への集団指導の際に、業務継続計画についての周知等を行うとともに、業務継続計画の策定後、必要な研修及び訓練を実施しているか、個別の運営指導等において確認・指導しています。併せて、業務継続計画に関するセミナー等を周知するなど、適宜情報提供を行っています。引き続き介護保険施設・事業所と本市との間で連携を図り、支援体制の構築に努めます。

介護現場における虐待防止に関して、検討委員会や指針の設置、従業者に対する研修が義務付けられています。また、介護サービス事業者は、従業者に職場におけるハラスメントに係る方針等の明確化及び周知・啓発を行い、従業者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備をしています。本市としては、集団指導や運営指導等、機会を捉え、適正な対応がなされるよう、今後も必要な対応をしていきます。

介護サービス事業者の処遇改善加算については、令和6年4月の介護報酬改定により、加算率を引き上げる措置がなされました。今後も国の動向を注視してまいります。

また、本市では、国に対して、介護職員等の処遇改善の拡充について、全額国庫負担による補助金の創設等を含め要望しています。

川崎市（健康福祉局）

医療・介護職場における取組等についてそれぞれ回答いたします。

初めに、医療職場ですが、神奈川県においては、医療従事者の離職防止や定着促進、医療安全の確保等を図るため、「神奈川県医療勤務環境改善支援センター」を設置し、勤務環境の改善に取り組む医療機関からの相談に対して専門的な支援を行っています。本市におきましても、医療機関における医療従事者の勤務環境改善を推進するため、県と協調しながら、当該センターによる専門的な相談窓口をはじめとした有用な内容の情報発信や普及啓発に努めてまいります。

また、令和6年度診療報酬改定におきまして、医療従事者の処遇改善を図るため、「ベースアップ評価料」が新設されたところですので、改定の効果を見極めてまいります。

地域包括ケアシステムの構築に向け、医療依存度の高い人も含めて、誰もが可能な限り自宅や住み慣れた環境で暮らし続けることができるようにするためには、円滑な多職種連携のもと、必要な知識・技術・経験を有し、地域の医療・介護現場などで活躍できる人材の養成・確保することが必要不可欠であると認識しております。川崎市立看護大学・大学院や市内関係団体等と連携し、災害時の対応も視野に入れつつ、人材の確保・養成を進めてまいりたいと存じます。

次に、介護分野についてですが、災害時の介護体制の維持については、引き続き、総合研修センターにおいて災害対応研修を実施するなど、専門人材の育成・確保に努めてまいります。

また、介護職場におきましては、介護サービスの最大の基盤は人材ですので、介護職員が安心して従事できる就業環境を整備できるよう、神奈川県とも連携を図りながら、国が作成したマニュアルの活用や各種研修を実施するなど、総合的なハラスメント対策に取り組んでまいります。

介護職員等への支援につきましては、国は介護報酬等の制度設計について、県は職場環境の整備について、市は人材の呼び込みや定着支援などについて、それぞれが役割を果たしながら取組を進めることが重要であると考えております。

今後につきましても、第9期かわさきいきいき長寿プランに基づく、介護職員の確保・定着の支援に向けた取組について、着実に進めてまいりたいと存じます。

相模原市（健康福祉局）

災害時を見据えた医療体制の維持に向けましては、医療体制の助言を担う市災害医療コーディネーターの確保・拡充に取り組んでいるほか、神奈川県及び市薬剤師会と連携を図りながら、市災害薬事コーディネーターの養成支援に取り組んでおります。

災害時の介護等の体制維持につきましては、これまで市内の事業者向けにBCP（業務継続計画）策定研修を実施するなどして啓発に努めております。

また、医療現場における環境づくりにつきましては、「第8次神奈川県保健医療計画」において、勤務環境改善の支援や働き続けることができる職場環境の整備が施策の方向性として定められていることから、今後も、神奈川県の動向を注視してまいります。

介護職場における職場環境づくりにつきましては、介護職員向けのメンタルヘルス相談の実施や相談窓口を設置することで、職員の心理的安全性を高め、その能力を最大限に発揮することができる環境の整備に努めております。

また、介護人材の処遇改善につきましては、介護サービス事業所に対する集団指導講習会等の機会を通じ、処遇改善やベースアップ等支援加算など、賃金等に関する制度の周知及び活用促進に努めております。

今後も、運営法人・介護サービス事業所との意見交換を通じた実態把握に努めつつ、離職防止対策などをテーマとした事業所向けの研修の実施や介護サービス事業所における処遇改善等に係る加算取得の促進等により、介護現場における職場環境の改善及び介護人材の処遇改善に向けた取組を進めてまいります。

② 取り組みが進められているが、解決・前進に向け更なる努力を求める

- ・ 社会情勢の変化を注視しつつ、施策の進捗と効果を把握することが必要。
- ・ 災害時をも見据え、継続的な人材の確保・定着支援を求める。
- ・ 診療報酬改定にかかる協議の推移を注視する。

重点 10 〈新規〉

〔神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市〕

すべての子どもたちが、それぞれの地域で安心してのびやかに過ごすことができるように、子どもの育ちにかかる家庭の経済的負担を軽減させる諸制度を充実させること。

妊娠にかかる費用への助成、小児医療費助成等、自治体間での格差を生じないように実施すること。そのために必要な財政的裏付けおよび制度化のための法改正等について、国に対し積極的に要望すること。

神奈川県（健康医療局、福祉子どもみらい局）

国（こども家庭庁）の「こども・子育て支援加速化プラン」に示された子ども施策の着実な実施を図るとともに、子育て世帯への経済的支援に位置付けられなかった、3歳未満児を含む保育料の完全無償化についても早期に実施することを国に対して要望したところです。

すべての子どもたちがそれぞれの地域で安心してのびやかに過ごすことができるように、自治体の財政状況に起因する格差が生じることがないように、国の責任と財源により必要な措置を講じることも国に引き続き要望していきます。

出産にかかる費用については、国において令和8年度を目途に標準的な出産費用の自己負担無償化に向けた具体的な制度設計を進めることとしていることから、動向を注視していきます。

また、妊婦健康診査にかかる費用については、居住する地域や個々の経済的状況にかかわらず等しく適切に受診できるよう、その財源を地方交付税措置ではなく全額国庫負担により行うことについて、国に、新たに提案しており、引き続き要望していきます。

小児医療費助成制度については、子育て世帯の経済的負担の軽減に寄与するため、国の施策として統一的な制度を創設するべきと考えており、国に対して、「全国知事会議」や「国の施策・制度・予算に関する提案」により、引き続き要望していきます。

横浜市（こども青少年局、健康福祉局）

本市では、出産費用助成や小児医療費助成など、さまざまな施策を進めています。

小児医療費助成に関しては、周辺のほとんどの自治体で18歳年度末までを対象としています。本市としても令和8年度中に対象年齢を18歳年度末まで拡大することを目指して検討を進めています。

一方、これらのような施策は全国一律で行うべきであり、地方自治体単独での十分な財源確保は困難であるため、国の責任と財源において、一律の助成制度を構築するよう提案・要望してまいります。

川崎市（こども未来局）

安心して子どもを産み育てることができる社会を実現するためには、地域社会全体で、子どもや子育て家庭に寄り添いながら、しっかりと支える環境づくりを進める必要があると考えております。

全国一律の基準により実施されるべき子どもの医療費や保育料等、子育て支援の基盤となる行政サービスの充実について他都市とも連携しながら国に対して引き続き強く要望していくとともに、保育・子育て総合支援センターの整備など切れ目ない相談支援体制の構築や待機児童対策の推進等により、安心して子育てできる環境づくりをしっかりと進めてまいります。

妊娠にかかる費用への助成につきましては、本市では14回分の妊婦健診費用の助成を実施しており、本年7月より、これまでの補助券方式から受診券方式へ変更し、妊娠期の相談支援や保健指導に活用できるよう、実施機関から健診結果を収集して、妊婦の健康づくりや生活習慣の改善などにつなげることにいたしました。健診にかかる費用の助成額につきましては、市内医療機関における妊婦健診費用を考慮しながら、本年4月受診分から、上限額135,000円へ増額を図ったところですので、まずは事業の安定的な運用を進めるとともに、引き続き、国の動向を注視してまいりたいと存じます。

川崎市小児医療費助成制度につきましては、令和8年度中に一部負担金を撤廃し、対象年齢を18歳まで拡大するよう、制度拡充の検討を進めているところです。

また、将来を担う子どもの医療費につきましては、本来、自治体間で差異のある取組ではなく、国の責任において全国一律の制度として構築するべきであると考え、これまでも国に対し要望を行ってまいりました。今後も引き続き、国に対し要望してまいります。

相模原市（こども・若者未来局）

子どもの育ちにかかる家庭の経済的負担の軽減につきましては、本年度予算において、市立小学校及び義務教育学校1年生の学校給食費無償化をはじめ市立小中義務教育学校における修学旅行費用の一部支援や教材等整備事業などの取組を実施しています。

今後も、子育て世代のニーズを的確に把握し、限られた財源の中で、効果的な取組を実施してまいります。

妊娠にかかる費用への助成につきましては、本年4月に、妊婦健康診査費用への補助上限額を総額90,000円から115,000円に増額し、妊婦の負担軽減を図っております。

小児医療費助成制度につきましては、子ども達が全国どこでも同じ制度の下で医療を受けられるよう、国に対して統一した制度の創設を要望しており、引き続き、指定都市市長会等を通じて国へ要望してまいります。

② 取り組みが進められているが、解決・前進に向け更なる努力を求める

- ・ 各自治体の財政状況に左右されず安定的に制度を運用できるよう、地方負担に依存しない全額国庫負担を基本とした恒久的な財政措置を求める必要がある。
- ・ 県と政令市が連携して国への要請を強化することを求める。

※参考

2025 年度 県議会 第1回定例会
(かながわ未来 京島 けいこ)

認知症行方不明者の早期発見に向けた施策の強化

問 認知症で行方不明となる高齢者の早期発見に向け、どう取組を強化するのか、知事の所見を伺う。

答 「認知症等行方不明SOSネットワーク」により、他の市町村や県外自治体と行方不明者の年齢や外見上の特徴などを情報共有し、検索につなげてきた。今後は、夜間等でも対応するため、検索依頼を一斉送信できるシステムを開発するとともに、蓄積した行方不明者情報を市町村や県警察と連携して分析し、取組を充実させる。

2025 年度 県議会 第2回定例会
(かながわ未来 作山 ゆうすけ)

がん患者の「心のつながり」の支援

問 がん患者等が抱える様々な不安や悩みを軽減するため、「心のつながり」をどう支援するのか、知事の所見を伺う。

答 「かながわがんピアサポーター^{*1}」が、相談対応だけでなく、患者同士のつながりもサポートできるよう、技術習得を図る研修を実施する。また、がん患者サロンなどの交流企画を、「防がんMAP神奈川県版^{*2}」も活用し、周知していく。

2025 年度 相模原市議会 第1回定例会
(さがみみらい 森 繁之)

Q 医師の働き方改革が進む中で二次・三次救急医療(※)の体制は

市長 市病院協会等の協力で、現状は体制を確保できている一方、救急医療を担う医師の確保などが厳しさを増しているとの意見も聞いており、実情を把握し、必要な支援に努める。

2025 年度 相模原市議会 第3回定例会
(さがみみらい 森 繁之)

Q 福祉・教育分野の市民サービス 国に財政措置を求める考えは

市長 子どもの医療費助成や学校給食費の無償化等は、国の責任と財源で全国一律に実施するものとする。一方で、本市の強みを生かした施策を推進し、その財源も国へ要望していく。

Q 生活保護受給者への支援 自立に向けた取組の強化策は

市長 職歴や希望等を踏まえ、ハローワーク等と連携し仕事探しの支援を進めている。また、毎月提出を求めている求職活動状況報告を確認し、就労意欲の喚起に向けた助言を行っている。